

野々市市監査公表第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、野々市市監査基準（平成 29 年野々市市監査委員告示第 2 号）に準拠し実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により公表する。

令和 3 年 12 月 23 日

野々市市監査委員 小 松 靖 典

野々市市監査委員 早 川 彰 一

財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の対象及び所管部局
社会福祉法人富樫福祉会、健康福祉部介護長寿課
- 2 監査の期間
期 間 令和3年10月15日から令和3年11月10日まで
- 3 監査の実施場所
野々市市役所 201会議室
- 4 監査の執行者
監査委員 小松 靖典
監査委員 早川 彰一
- 5 監査の範囲
令和2年度事業に係る出納及びその他の事務の執行
- 6 監査の着眼点
社会福祉法人富樫福祉会
(1) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
(2) 財政状態は良好か。
(3) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
(4) 会計経理及び財産管理は適切か。
(5) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
健康福祉部介護長寿課
(1) 事業の運営は出資目的に沿って行われているか。
(2) 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
(3) 出資団体の財政状態を十分に把握しているか。
- 7 監査の実施内容
あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料の提出を求め、諸帳簿書類の照合等、事前調査を行うとともに、富樫福祉会の責任者から事務事業の執行状況等の説明を聴取した。
- 8 団体の概要
(1) 設立及び目的
社会福祉法人富樫福祉会は、高齢者福祉政策の一端を担うため、地域において介護を必要とする高齢者を受け入れる特別養護老人ホーム富樫苑（デイサービスセンター併設）を運営していくことを目的として、野々市市と白山市の2市により平成10年9月4日に設立された。

(2) 本市との関係

野々市市と白山市（旧野々市町と旧鶴来町）が、出捐金として 31,000 千円を支出している。

基本財産 1,000 千円（野々市市 500 千円、白山市 500 千円）

運用財産 30,000 千円（野々市市 21,000 千円、白山市 9,000 千円）

9 監査結果

事業等に係る出納及びその他事務の執行状況については、監査した範囲において概ね適正に執行されていると認められた。事業の運営については、総じて出資の目的に沿って行われていると認められた。